

ロベスピエールの

人権宣言草案

恒藤 武 二 譯

【はしがき】 ロベスピエールが、フランス革命の際に演じた

役割がどんなに大きなものであつたかについては、今さらいうまでもない。ロベスピエールを通じて、大革命を描かうとする試みさえ、英國の歴史家、トムソンによつて試みられている。^{*}

ロベスピエールは、一七五八年生れ、フランスの北部アルトア州の首都アラス出身。同地のコレージュ、續いてパリのル・グラン學院を出たのち、辯護士の職を選ぶ。一七八八年三身分會に、アルトアの代表として選出されたとき、彼の公的な政治活動の第一歩がはじまる。^{**} そののち彼は國民議會の議員、ジャコバン・クラブの幹部、國民公會の議員等として、失脚に至るまで活躍した。その活動は、まさにフランス大革命の進展と對應するものであつたと云つても差支えない。

さて、右のようなロベスピエールの演じた役割を検討する前提として、彼の思想を理解する必要があることはいうまでもな

ロベスピエールの人権宣言草案

い。本稿はその手がかりを提供する意味で、九三年憲法制定の際に彼が作成した人権宣言草案を左に譯出するものである。^{***}

* J. M. Thompson, Robespierre and the French Revolution, 1952. 本書は、最近同僚樋口謹一講師によつて翻譯された。樋口謹一譯『ロベスピエールとフランス革命』(岩波新書)

** ロベスピエールの経歴については、世界歴史辭典「ロベスピエール」(井上幸治教授執筆)の註を参照。

*** 翻譯のテキストとしては、Hachette 版人権宣言資料集を使用。

「ロベスピエールによつて一七九三年四月二十一日ジャコバンクラブに提出され、同クラブによつて採擇された人権宣言草案」

國民公會に集合した、フランス人民の代表者たちは、

正義と理性の永久の法から發さない人間の法は、無知による侵害、あるいは人間性に對する専制にほかならないことを認めるので、また、人間の自然權を忘れたり輕蔑することは、世界の人人の犯罪や不幸の唯一の原因であると確信するので、すべての市民達が、絶えず政府の行爲をば、すべての社會的制度的目的と比較し得ることにより、決して暴政によつて壓迫されたり、墮落させられたりしないように、また人民が常にその目の前に、彼の自由と彼の幸福の基礎を持ち得るように、「他方」、

行政官は、彼の義務の規則を、立法者は、彼の使命の目的を目前に持ち得るように、嚴肅なる宣言の中に、これらの神聖にして譲ることのできない権利を示そうと決心した。

それゆえに、國民公會は、宇宙の前において、また、不朽の立法者の目の下において、以下のような、人間ならびに市民の権利の宣言を發表する。

第一條 すべて of 政治的社會の目的は、人間の、自然にして時効にかからない権利の維持、およびすべてのその才能の發揮にある。

第二條 主要な人權とは、人間の生存の維持に備える権利と自由である。

第三條 これらの権利は、人間の、肉體のおよび精神的差異がどのようなものであれ、平等にすべての人間に屬する。

権利の平等は、自然によつて設定される。社會は、その平等に侵害を加えるどころか、それを空しいものにするような力の濫用に對して、専ら平等を保護する。

第四條 自由とは、好むがままに、あらゆる才能を行使する、人間に屬する權能である。自由は、その規則として、正義を持ち、その限界として、他人の権利を、その原則として自然を、その保障として法をもつ。

靜穩に集會する権利、印刷によつて、あるいは他のすべての方法によつて、意見を表明する権利は、人間の自由のあきらか

な結果であり、それらの権利を言い表わす必要は、専制主義の存在に、あるいはその追憶に基いている。

第五條 法は、社會に害のあること、がらしか禁じ得ないし、それは、社會に有用なことがらしか命令できない。

第六條 人間の時効にかからない権利を侵害するすべての法は、本質的に不正な、かつ暴虐なものである。それは、決して法ではない。

第七條 所有權とは、各市民がもつている、法によつて彼に保障された財産の部分を享有し、處分する權利である。

第八條 所有權は、他の權利と同じく、他人の權利を尊重する義務によつて制限される。

第九條 所有權は、安全、自由、生存、ならびに、われわれの仲間の所有權を侵略することはできない。

第十條 この原則を侵すすべての占有、すべての取引は、本質的に違法、かつ不道徳である。

第十一條 社會は、すべてのその構成員の生存に對し、彼らに仕事を保障することにより、あるいは労働できない状態にあるものに對しては、生存する手段を確保することにより、彼らの生存を配慮する義務を負う。

第十二條 貧しさに對して必要な援助は、金持の貧乏な人に對する負債である。この負債が、支拂われるべき方法を定めるのは、法〔の權限〕に屬する。

第十三條 その収入が生活に必要な額を超過しない市民たちは、公の費用を出す義務を免除される。その他のものは、彼らの財産の程度に應じて、累進的に公の費用を負担せねばならない。

第十四條 社會は、その全力をもつて、公共の理性の進歩につくさねばならないし、また、すべての市民が教育を受けるようにせねばならない。

第十五條 法は、人民の意志の自由にして嚴肅な表現である。

第十六條 人民は、主権者である。政府は人民の作つたもの、また人民の所有物であり、公務員は、人民の委任を受けたものである。

第十七條 いかなる人民の部分も、全人民の権能を行使することはできない。しかし、人民の一部分が表明する希望は、一般意志を形成するのに協力すべき人民の一部分の希望として、尊重されねばならない。

集合した主権者の各部分 section は、完全な自由をもつて、その意志を表明する権利を享有せねばならない。それは、あらゆる構成された權威から、本質的に獨立し、かつ、秩序を保ち決議をなす権限をもっている。

人民は、好むがままに、その政府を變え、また彼の委任を取り消すことができる。

第十八條 法律はすべてのものに對して平等でなければならぬ。

第十九條 すべての市民は、徳と才能以外の差別なしに、人民の信任という資格においてのみ、すべての公の職務に任命されることができる。

第二十條 すべての市民は、人民の委任を受けるものの任命に對して、また、法の形成に對して協力する平等な権利をもつ。

第二一條 これらの權利が架空のものにならないように、また、平等がうつろなものにならないように、社會は役人に報酬を拂わねばならないし、またその勞働によつて生活している市民たちが、彼らの生存ないしはその家族の生存を危うくすることなしに、法が彼らを召集する公の集會に出席できるようにせねばならない。

第二二條 すべての市民は、政府の役人および職員に、彼らが法による機關、あるいは法の執行者である時には、素直に従ねばならない。

第二三條 しかし、自由を侵し安全を侵し、あるいは、人間の所有權を侵すすべての行爲は、だれによつてなされようとも、たとえ法の名においてなされても、法によつて規定され、法の定める形式によらない限り、恣意的であり、無効である。法の尊重それ自體が、右のような侵害に服従することを禁止する。もし、法を暴力によつて執行しようとするならば、實力に

よつてそれをはね返すことが許される。

第二四條 公共の權威の保持者に、請願を提出する權利は、すべての個人に屬する。請願を受取る者は、その請願の目的となつてゐる諸點について立法せねばならない。しかし請願を禁止したり、制限したり、それを非難したりすることは決してできない。

第二五條 壓政に對する反抗は、人間および市民の他の權利の結果である。

第二六條 社會の構成員の一人といへども壓迫されてゐるときには、社會體 Corp social に對する壓政が存在する。

社會體が壓迫されてゐるときには、各構成員に對する壓政が存在する。

第二七條 政府が人民の權利を侵害するときには、全人民のまた人民の各部分の反抗は、もつとも神聖な義務である。

第二八條 社會的な保障が、一人の市民に對しても缺ける場合には、彼は、みづから彼のすべての權利を守る自然權の中へと戻る。

第二九條 前記二つの場合、壓政に對する反抗を、法的な形式に従屬させるのは、暴政の最後の仕上げである。

第三十條 あらゆる自由な國家においては、法は、なかなしく政治をするものの權威の濫用に對して、公共の自由および個人の自由を守らねばならない。

人民は善良であり、役人は腐敗し易いものと假定しないあらゆる制度は、悪い制度である。

第三一條 公の職務は、差別とも、また報償としても考えられることはできず、公の義務として考えられる。

第三二條 人民の委任を受けたものの犯罪は、嚴格にかつ容易に罰せられねばならない。いかなるものも、他の市民よりも侵し難いと稱するような權利をもたない。

第三三條 人民は、その委任を受けたものの「なした」すべての仕事を知る權利をもつ。後者は、その管理した事柄について、誠實な報告を人民に提出し、人民の判斷を尊敬して受けねばならない。

第三四條 あらゆる國の人々は、兄弟であり、さまざまの人民は、同じ國家の市民たちと同様に、その能力に従つて互に助け合わねばならない。

第三五條 ただ一つの國民といへども、それを壓迫するものは、すべての國民の敵であると、自ら宣言するものである。

第三六條 自由の進歩を止め、人權を滅すために人民に對して戰爭をなすものは、すべての人によつて、通常の敵としてではなく、反亂を起した殺人者・盜賊として追求されねばならない。

第三七條 いかなるものであれ、王、貴族、暴君などは、地上の主權者すなわち、人類に對して、また宇宙の立法者すなわ

ち自然に對して、反抗した奴隸である。

ロベスピエールは、右のような草案について、ジャコバン・クラブの承認を受けたのち、九三年四月二四日國民公會において、主として所有權、累進課税、各國の人民の連帶性の三點を中心に、自己の草案を採用しよう提案を行い、最後に、草案全文を讀みあげ、多くの議員の拍手を受けた。この際に彼が行つた所有權についての説明の一部を左に譯出する。

ロベスピエールの所有權についての説明

「金だけしか尊敬しない、泥のような心の持主よ、私はその源がどんなに汚れたものであれ、君達の寶藏に觸れようとは決して思わない。君たちが、あれほど語つた農地法 *loi agraire* は、馬鹿ものどもを驚かすために、詐欺漢によつて作りだされた幻にすぎないことを、君達は知らねばならない。財産の極端な不均合は、多くの悪と多くの犯罪の原因であることを、世間の人人に教えるためには、おそらく革命は必要でないだろう。しかし、われわれは、財産の平等が幻であるとは信じない。私にとつては、自分は財産の平等は私的な幸福よりも、公共の福祉に對して、より必要であると信ずる。富裕について規定するよりも、貧乏を名譽なものにする方が一層問題である……それゆえ、所有權についての原則を誠實に提出しよう……人肉商

人に、所有權とは何であるかと尋ねてみよ。彼は、彼が船と呼んでいる長い棺、その中に、彼は、生きている人間を箱入にし、また、くくつて來たのであるが、を示しながら、所有權について君に語るだろう。ここに、私の所有物がある、自分は、彼らを頭割りで買つてきたのである。土地と從者を持つている紳士、あるいは、それらを持たなくなつてからは宇宙がひつくり返つてしまつたと信じている紳士に尋ねてごらん。彼は、所有權について、ほとんど同じような觀念をあなたに與えるだろう。カペー王朝の尊い一族に尋ねてみよ。彼らは、あらゆる所有權のうちで最も神聖なものは、相續權であると君に答えるであろう。その相續權によつて彼らは、フランスの領土に、彼らの樂しみをよそに住んでいた二五〇〇萬の人人を、はるか昔から壓迫し、いやしめ、合法的にかつ獨裁的に抑えてきたのである。上記のようなあらゆる人人の目にとつては、所有權はいかなる道徳的な原則にも基づいていない。なぜわれわれの人權宣言は、同じ誤りをもたらずようにみえるのであるうか。自由をば、人間の第一の財産、人間が自然から得るもつとも神聖な權利と規定しながら、われわれは正當にも、自由はその限界として、他人の權利を持つと述べた。なぜ君たちはこの原則をば一つの社會的制度である所有權に適用しなかつたのか。あたかも自然の永久の法よりも、人間の約定の方が侵し難いものであるかのよう。君たちは、所有權の行使に對して、もつとも

大きな自由を保障するために、たくさんの規定を置いた。しかも君たちは、所有権の性質と合法性を規定するために一言も言わなかつた。まるで君達の宣言は、人間のためにではなく、金持のために、買占者のために、相場師のために、また暴君のために作られるかのように。私はこのような害悪を、次のような眞理を述べることによつて防ぐことを君たちに提案する。」

右のように、ロベスピエールは述べたのち、前記草案の所有権に関する部分を提案したのであつた。



ロベスピエールの人権宣言草案が、九三年憲法制定の當時どのような意味をもつていたかについては、別の機會に詳述したいと思う。ここでは、この點に若干觸れた文獻として、長谷川正安『フランス革命と憲法』(下)(法學理論篇)をあげるに止める。(一九五五・一〇・二〇記)